

## 令和5年度4月1日現在の等級等ごとの職員の数公表します

「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第58条の3第2項の規定に基づき、令和5年4月1日現在の職員の数をお知らせします。

### ○行政職

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の 段階
		人	%	職名	人	
1級	主事補又は技術員の職務	39	7.8	主事補	22	主事補
				技術員	2	
				保育士	6	
				消防士	9	
2級	主事又は技師の職務	173	34.5	主事	98	主事
				技師	12	
				保健師	9	
				保育士	20	
				栄養士	2	
3級	主任の職務	96	19.1	主任	56	主任
				保健師	2	
				保育士	26	
				栄養士	1	
4級	係長又は主査の職務	55	11.0	消防士	11	主査
				主査	43	
				保育士	7	
5級	課長補佐又は副主幹の職務	63	12.5	係長	5	副主幹
				副主幹	48	
				指導主事	3	
6級	課長又は主幹の職務	44	8.8	課長補佐	12	課長
				課長	21	
				主幹	13	
				保育士	8	
7級	部の次長の職務	14	2.8	副署長	2	次長
				次長	13	
8級	部長の職務	18	3.6	調整幹	1	部長
				部長	9	
				事務局長	2	
				消防長	1	
				会計管理者	1	
合計		502	100		502	

### ○技能労務職

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳	
		人	%	職名	人
1級	自動車運転手、電話交換手、衛生手、土木工事、庁務手、給食調理員及び事務補の職務	0	0.0		0
2級	相当の技能又は経験を必要とする職務	1	100.0	庁務手	1
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	0	0.0		0
4級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	0	0.0		0
合計		1	100.0		1